

地域医療支援病院業務報告書

令和7年6月16日

広島県知事 様

開設者 住 所 広島県東広島市西条町寺家 513

氏 名 独立行政法人国立病院機構

東広島医療センター

院長 柴 田 諭

次のとおり地域医療支援病院の令和6年度の業務に関して報告します。

1 地域医療支援病院の名称

独立行政法人 国立病院機構 東広島医療センター

2 所 在 地

広島県東広島市西条町寺家 5 1 3

3 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

		算定期間	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで	
地域医療支援病院紹介率 $\frac{A}{B}$	82.5%	地域医療支援病院逆紹介率 $\frac{C}{B}$	157.4%	
算 出 根 拠	A：紹介患者の数		8,142人	
	B：初診患者の数		9,861人	
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数		15,524人	

備考1 「算定期間」欄は、報告年度の4月1日から3月31日までの日付を記入すること。

備考2 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考3 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考4 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

4 共同利用の実績

(1) 共同利用の範囲及び実績

区 分	共同利用を行った医療機関の延べ数	うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数
医療機器	C T (64列)	354件
	C T (80列)	217件
	MRI (1.5T)	182件
	MRI (3.0T)	111件
	R I	34件
	計	898件
その他		件
		件
		件
	計	件

備考5 「区分」欄は、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものについて記入すること。

(2) 登録医療機関数及び名簿

施設数	内 訳		
	医科及び歯科の施設数	医科の施設数	歯科の施設数
39施設	39施設	39施設	0施設

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙のとおり				

備考6 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

備考7 登録医療機関名簿は、様式に従って別紙として添付すること。

(3) 常時共同利用が可能な病床数

病床数	5 床	当該病床の利用率	0 %
-----	-----	----------	-----

(4) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名:

職 種:

備考8 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。なお、利用医師等登録制度とは、共同利用を行おうとする2次医療圏に所在する医療機関の登録制度をいう。

5 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No	職 種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備 考
		別紙のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	8床
専 用 病 床	0床

備考 9. 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要	24 時間使用 の 可 否
CT撮影室	33.92㎡	(主な設備) 64列CT装置	可
MR I 撮影室	41.79㎡	(主な設備) 1.5テスラMR I	可
生化学検査室	164.9㎡	(主な設備) 全自動分析装置 他	可
内視鏡室	18.20㎡	(主な設備) 内視鏡、透視撮影装置	可

(4) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車 により搬入した救急患者の数	4,309人 (1,952人)
上記以外の救急患者の数	4,559人 (1,226人)
合 計	8,868人 (3,178人)

備考10 それぞれの救急患者数については、前年度の延べ数を記入すること。括弧内
には、それぞれの救急患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(5) 救急用又は患者輸送用自動車

保有する救急用又は 患者輸送用自動車	1台
-----------------------	----

(6) 備考

第二次救急医療施設（S41.4.5）

備考11 特定の診療科において、重症救急患者の受入れ体制を確保する場合には、その
旨を記載すること。既に、「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号
）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の整
備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に
基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容及び実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	12回
イ アの合計研修参加者数	522人（うち院外の研修参加者280人）

備考12 研修には、当該病院以外の地域の医師だけでなく他の医療従事者が含まれるものを記入すること。

備考13 イには、前年度の研修参加者の延べ数を記入すること。

備考14 研修の実績は、次の様式に従って、別紙として添付すること。（様式により難しい場合は適宜修正すること。その場合も「研修参加者数」欄には院内、院外の別及び合計数を明記すること。）

開催日	演題・研修内容等	講師		研修参加者数		
		所 属	氏 名	院内	院外	計
R6.6.6	大腿骨頸部骨折地域連携パス意見交換会			20	27	47
R6.6.13	大腸がんについて			32	19	51
R6.6.27	脳卒中地域連携パス意見交換会			31	16	47
R6.10.31	心臓いきいきキャラバン・症例検討会			19	6	25
R6.11.7	肺癌について			26	6	32
R6.11.14	脳卒中地域連携パス意見交換会			14	16	30
R6.11.16	がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会			16	2	18
R6.11.25	大腿骨頸部骨折地域連携パス意見交換会			19	21	40
R7.2.6	良くわかる卵巣がん			21	11	32
R7.2.13	大腿骨頸部骨折地域連携パス意見交換会			20	14	34
R7.2.20	脳卒中地域連携パス意見交換会			24	15	39
R6.3.22	心臓いきいき市民公開講座			0	127	127

(2) 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無

(3) 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無

(4) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨床経験 年 数	特 記 事 項
別紙のとおり				年	
				年	

備考15 研修指導責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(5) 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
研修センター 大研修室	200 m ²	(主な設備)プロジェクター、スクリーン、音響設備、70インチ液晶モニター、暗幕、白板、机、椅子
研修センター 小研修室	45 m ²	(主な設備)プロジェクター、スクリーン、暗幕、黒板、机、椅子
	m ²	(主な設備)

7 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

諸 記 録		保 管 場 所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		管理課 薬剤部 病歴管理室 企画課	年度別 患者別
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	
	救急医療の提供の実績	企画課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	
	閲覧実績	管理課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

備考16 「分類方法」欄は、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閱 覧 責 任 者 氏 名		
閱 覧 担 当 者 氏 名		
閱覧の求めに応じる場所		事務部管理課（2階事務所）
閱 覧 の 手 続 の 概 要		管理課にて開示請求書を提出
前 年 度 の 閱 覧 件 数		0 件
閱 覧 者 の 別	医 師	0 件
	歯 科 医 師	0 件
	地 方 公 共 団 体	0 件
	そ の 他	0 件

備考17 「前年度の閲覧件数」欄は、総延べ数を記入すること。

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
地域医療支援病院委員会 概要 1. 共同利用について 2. 紹介率、逆紹介について 3. 救急医療について 4. 地域医療連携クリティカルパスについて 5. 地域医療連携体制にかかる要望について、問題点の検討	

10 患者相談の実績

患者相談を行う場所	医療相談窓口（医事）、医療相談支援センター、医療相談室
主として患者相談を行った者	専門職、社会福祉士、看護師長、看護師
患者相談件数	5,615件
患者相談の概要	
◎がん関連 ・症状、副作用、後遺症についての相談 ・治療費、医療費についての相談 ・他の医療機関の情報提供 ・漠然とした不安や心理的ショックに対する相談 ・カツラ、美容相談 ・がん検診についての情報提供 ・仕事復帰についての情報提供 ・当院の治療成績についての問い合わせ ・がんについての情報提供 ・治療法についての情報提供 ・セカンドオピニオンについての相談 ・がんの痛み外来の問い合わせ ◎社会的相談 ・退院支援（在宅支援、転院支援） ・受診、受療問題に対する相談 ・経済的問題（治療費）に対する相談 ・身元不明者の身元確認 ・死亡後の遺体引き取り問題に対する相談 ・心理的、社会的問題に対する相談	

備考 18 「患者相談の概要」欄は、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮した記載を行うこと。

11 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 (認定期間 2022年3月4日～2026年8月20日・認定4回目) (初回認定 2006年8月21日)	

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 がん関連研修、新着医師案内について広報誌、研修案内の関係医療機関への発送及び病院ホームページ掲載。	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 地域医療連携室配属のMSW3名、看護師3名により後方支援病院及び患者・患者家族を交えて退院調整を行っている	

(4) 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 脳卒中地域連携パス 胃がんESD後地域連携パス 大腸がんEMR／ESD後地域連携パス 大腸腺腫EMR後地域連携パス 心筋梗塞PCI後地域医療連携クリニカルパス 胃癌術後地域連携パス 肝癌術後地域連携パス 大腸癌術後地域連携パス 乳癌術後地域連携パス（ホルモン療法コース） 乳癌術後地域連携パス（経過観察コース） 大腿骨頸部骨折地域連携パス 肺癌術後地域連携パス 在宅がん緩和ケア地域連携パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 病院ホームページに地域連携パスを掲載。 令和6年度より脳卒中地域連携パス、大腿骨頸部骨折地域連携パスの研修会をそれぞれ年に3回開催	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 地域医療支援病院紹介率が65%以上であるが、承認要件の「地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40%以上であること」に該当しない病院にあつては、承認後2年間で地域医療支援病院紹介率80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院 開設者との経営上 の関係
川口内科クリニック	川 口 稔	東広島市西条中央7-1-17	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科	無
医療法人大和会 西条ときわクリニック	医療法人大和会	東広島市西条中央5-4-1	内科、外科、産婦人科	無
のだ医院	埜 田 和 之	東広島市西条中央3-5-6	整形外科、内科	無
医療法人社団 みめぐみ会 サンクリニック	医療法人社団みめぐみ会	東広島市西条町西条東山崎1281-5	内科、外科、(人工腎臓)	無
下山記念クリニック	下 山 直 登	東広島市西条町寺家7432-1	内科	無
いまじょうクリニック	今 城 雅 彦	東広島市高屋町松山79-1	産科、婦人科、内科	無
本城内科小児科	本 城 典 彦	東広島市西条中央8-3-3	内科、小児科	無
医療法人社団 竹内耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 竹内耳鼻咽喉科医院	東広島市西条土与丸1-3-40	耳鼻咽喉科	無
医療法人社団 博愛会 木阪クリニック	医療法人社団博愛会	東広島市西条本町12-2	外科、内科、消化器科、循環器科、こころ科、小児科	無
医療法人社団 博愛会 木阪病院	医療法人社団博愛会	東広島市西条町土与丸1235	外科、内科、消化器科、循環器科、こころ科、リハビリテーション科	無
佐々木医院	佐々木 正太	東広島市八本松町原6769	内科、呼吸器科、消化器科、放射線科	無
医療法人社団恒久会 中前外科・内科クリニック	医療法人社団恒久会	東広島市西条町助実1854-1	内科、外科、消化器内科	無
サザンクリニック	平 野 克 壽	東広島市黒瀬町兼広137-8	内科、心療内科、精神科	無
医療法人社団 さえき医院	医療法人社団 さえき医院	東広島市志和町志和東1199-4	内科、外科	無
医療法人 高橋ホームクリニック	医療法人 高橋ホームクリニック	東広島市八本松町飯田6-16-12	内科、小児科	無
清水医院	清 水 雅 宏	東広島市黒瀬町丸山1324	内科	無
高美が丘クリニック	田 淵 水 作 夫	東広島市高屋高美が丘4-33-1	内科、小児科、皮膚科、放射線科	無
医療法人社団 藤原医院	医療法人社団 藤原医院	東広島市高屋町松山448-1	内科	無
なかた内科医院	中 田 嘉 夫	東広島市八本松町南5-9-14	内科	無
おかべ皮膚科	岡 部 勉	東広島市西条本町12-2-2	皮膚科	無
石井医院	石 井 潔	東広島市八本松町正力2147-2	内科、外科、リハビリテーション	無
まきだクリニック	横 田 隆 二	東広島市高屋町中島31-17	内科、小児科、アレルギー科	無
医療法人社団 あんず会 本田クリニック	医療法人社団あんず会	東広島市高屋町杵原1292-1	内科	無
医療法人 かとう小児科アレルギー科	医療法人 かとう小児科アレルギー科	東広島市西条土与丸5-9-6	小児科、アレルギー科	無
高美中央クリニック	森 口 進	東広島市高屋高美が丘5-2-1	内科、外科	無
医療法人社団 伯栄会 のぞみ整形外科クリニック	医療法人社団伯栄会	東広島市西条町助実1182-1	整形外科、内科、外科、リハビリテーション	無
むぎ耳鼻咽喉科医院	藤 原 裕 美	東広島市黒瀬町兼広140	耳鼻咽喉科	無
医療法人社団 辰星会 新開医院	医療法人社団辰星会	東広島市黒瀬町兼沢1074	内科	無
医療法人 野村脳神経外科クリニック	医療法人 野村脳神経外科クリニック	東広島市黒瀬町兼広137	脳神経外科	無
はたの小児科	波多野 修一	東広島市黒瀬町兼広5-1	小児科	無
岡本内科・消化器科	岡 本 一 馬	東広島市黒瀬町兼広138	内科	無
福島眼科クリニック	福 島 伊 知 郎	東広島市西条土与丸5-9-33	眼科	無
友安クリニック	友 安 敏 博	東広島市西条町寺家字前谷1319-1	内科、外科、整形外科	無
医療法人社団 二階堂眼科	医療法人社団 二階堂眼科	東広島市西条中央3-5-38	眼科	無
松林レディースクリニック	松 林 滋	東広島市西条町御園宇4281-1	産科、婦人科、内科	無
円山医院	円 山 忠 信	広島県豊田郡大崎上島町中野4322-3	内科	無
松ヶ丘医院	谷 田 秀 則	東広島市黒瀬松ヶ丘10-21	内科	無
たにぐち脳神経外科クリニック	谷 口 栄 治	東広島市西条本町12-2-2F	脳神経外科	無
寺家内科クリニック	松 原 賢 治	東広島市西条町寺家6621-1	消化器内科、胃腸内科、内科	無

注)当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
施設・設備等の共同利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（以下「当院」という。）の有する施設及び設備（以下「共同利用施設」という。）を地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）が共同利用することにより地域における保健・医療・福祉関係との間で地域医療の円滑な運営を図り相互に医学の研鑽と包括的で一貫性のある医療を提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程に基づき共同利用施設の利用ができる者（以下「利用者」という。）は地域の医師等とする。

(利用について)

第3条 当院の共同利用施設を利用しようとする者は、病院長に別紙「検査予約申込書」により申請しあらかじめ許可を得るものとする。また、利用に当たっては病院規則を守るとともに病院内において所定の診療衣を着用し、名札をつけるものとする。

(共同利用施設の種類)

第4条 共同利用できる共同利用施設は次のとおりとする。

- 1 CT
- 2 MRI
- 3 RI
- 4 骨塩定量

(担当者)

第5条 当院の施設、設備を共同利用する利用者、医療機関との連絡、調整、共同利用に関する協議及び情報の提供など制度の円滑な運営のため当院地域医療連携室に担当者を置く。

2 共同利用に関わる担当者は地域医療連携係長の職にある者とする。

(付属施設の利用)

第6条 利用者は、当院内の指定する控室及び駐車場を利用することができるものとする

(共同利用に関する協議)

第7条 当院の共同利用施設の有効かつ円滑な共同利用を推進するために必要な事項は独立行政法人国立病院機構東広島医療センター地域医療支援病院委員会において協議するものとする。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
開放病床運営規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（以下「病院」という。）と地域の医師、歯科医師（以下「医師」という。）との連携協議により病院内に開放病床を設置し、互いの情報を共有することにより、患者に対し包括的で一貫性のある安全で良質な医療、ならびに地域完結型医療を提供することを目的とする。

(開放病床)

第2条 本規程における開放病床とは、第4条による登録医が自ら病院に届出入院させた患者に対して、診療及び指導を病院医師と共同して行うことのできる病院内病床をいう。

(運営委員会)

第3条 開放病床を効率的かつ円滑に運営するため、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター開放病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(登録医)

第4条 開放病床を利用しようとする医師は、登録医申請書（様式1）を作成し、病院長に提出するものとする。

2 病院長は、前項の申請があったときは速やかに承認のうえ、承認後最初に開催される運営委員会に報告するものとする。なお、病院長は、登録を承認された医師（以下「登録医」という。）に対し登録医証（様式2）を交付するものとする。

3 登録の期間は3年間とする。なお、期間の更新については、病院及び登録医双方に異存のない場合は自動更新とし、登録を承認されたものとして登録医証を交付するものとする。ただし、病院長が不相当と判断した場合は、運営委員会に諮り登録を取り消すことができるものとする。

(診療)

第5条 登録医は、別に定める独立行政法人国立病院機構東広島医療センター開放病床運営実施要領により、自己の届出入院させた患者の診療及び指導を病院担当医師と共同して行うものとする。

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
2	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
3	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
4	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
5	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
6	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
7	医師		非常勤	8:30~15:00	宿日直有
8	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
9	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
10	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
11	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
12	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
13	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
14	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
15	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
16	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
17	医師		非常勤	8:30~15:00	宿日直有
18	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
19	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
20	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
21	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
22	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
23	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
24	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直無
25	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
26	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
27	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
28	医師		常勤	8:30~17:15	宿日直有
29	医師		非常勤	8:30~15:00	宿日直有
30	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
31	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
32	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
33	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
34	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
35	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
36	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
37	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
38	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
39	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
40	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
41	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
42	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
43	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
44	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
45	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
46	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
47	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
48	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
49	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
50	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
51	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
52	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
53	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
54	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
55	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
56	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	
57	看護師		常勤	8:30~17:15、16:30~1:15、0:30~9:15	

研修指導者

NO	研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
1		医師			34 年	
2		医師			37 年	
3		医師			33 年	
4		医師			33 年	
5		医師			40 年	
6		医師			38 年	
7		医師			38 年	
8		医師			32 年	
9		医師			29 年	
10		医師			35 年	
11		医師			23 年	
12		医師			32 年	
13		医師			27 年	
14		医師			28 年	
15		医師			25 年	
16		医師			22 年	
17		医師			33 年	
18		医師			28 年	
19		医師			16 年	
20		医師			23 年	
21		医師			17 年	
22		医師			14 年	